

消食基第50号
令和8年2月3日

食品安全委員会
委員長 祖父江 友孝 殿

内閣総理大臣 高市 早苗
(公 印 省 略)

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第14号、食品安全委員会令（平成15年政令第273号）第1条第1項及び食品安全委員会令第一条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成15年内閣府令第66号）第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成12年厚生省告示第233号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる食品の安全性審査を行うこと。

チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMZ I R260 系統



チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMZ I R260 系統 に係る食品健康影響評価について

1. 趣旨

- 品目：チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMZ I R260 系統
- 遺伝子組換え食品に係る申請日・申請者：
令和8年1月16日・シンジェンタジャパン株式会社
- 食品健康影響評価の依頼に係る根拠規定：
食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第14号等

2. 評価依頼品目の概要

- 既存品種：トウモロコシのデント種AX5707系統
- 導入遺伝子：
*eCry1Gb. 1Ig*遺伝子（*Bacillus thuringiensis*由来）等
- 遺伝子組換えの目的：
チョウ目害虫抵抗性の付与
（詳細について3. 付与される形質の概要に記載）
- 作出方法：
微生物（*B. thuringiensis*）に由来する遺伝子を既存品種に導入することにより作出。なお、選抜マーカーとして微生物（*Escherichia coli*（K-12株））由来の *pmi* 遺伝子を導入している。

3. 付与される形質の概要

- チョウ目害虫抵抗性：
導入遺伝子から発現するタンパク質がチョウ目害虫の感受性昆虫の中腸上皮細胞膜上の特異的な受容体と結合し、細胞膜に小孔を形成して細胞溶解を引き起こし、中腸組織に損傷を与えることにより殺虫活性を示す。

4. 利用目的及び利用方法

本品目は、従来のトウモロコシと同じ用途で使用され、調理方法及び加工方法も従来のトウモロコシと変わらない。

5. 海外の状況

本品目は、米国、カナダ、オーストラリア・ニュージーランドにおいて食品としての利用承認等がされている。

6. 今後の方針

食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果を踏まえ、官報公告等の手続を進める。